

株 主 各 位

群馬県伊勢崎市長沼町2223番地
明星電気株式会社
代表取締役社長 石 井 潔

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って平成28年6月22日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都江東区豊洲三丁目1番1号
豊洲 I H I ビル低層棟3階研修室
 3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第103期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第103期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |

4. 書面またはインターネット等による議決権行使の要領

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月22日
(水曜日) 午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記(37頁から38頁に記載)の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成28年6月22日(水曜日) 午後5時30分までに行使してください。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 議決権を代理で行使される場合は、代理人ご自身名義の議決権行使書用紙とともに、委任状等の代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください(代理人の資格は、定款の定めにより本総会の議決権を有する他の株主1名さまに限られます。)
 3. 法令および当社定款第17条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.meisei.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表したがって、本株主総会招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
 4. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.meisei.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月 1日から)
(平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、期前半は円安や原油安の影響を受けて企業業績や雇用環境が改善され景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、期後半は、中国や新興国経済の低迷、さらに円高の進行によって景気減速への警戒感が増しており、依然として先行きに対する不透明感を払拭できないでおります。

このような状況のもと、当社は「2013中期事業計画」の最終年度として、新商品・サービスの差別化及びグローバル市場への展開を推し進めてまいりました。超高密度気象観測システム「POTEKA」、新型ラジオゾンデ「iMS-100」、三次元レーザーレーダー(3DLR)等の新事業分野の拡大、衛星・ロケット等の宇宙防衛分野においてのIHIとの連携の一層の強化、その他の気象・航空管制・防災等の既存事業についても設計の見直しを含むコストダウン活動を推進するなど、受注確保に向けて最大限の努力を傾けてまいりました。

この結果、火山観測関連などの防災事業や3DLR、さらに各種衛星の機器開発、宇宙技術の地上転用機器など宇宙分野の増加により、当連結会計年度の受注高は、前期比799百万円(10.5%)増加の8,410百万円となりました。売上高については、気象防災事業、宇宙防衛事業いずれも受注の増加を受けて増収となり、当連結会計年度の売上高は前期比1,003百万円(13.5%)増加の8,454百万円となりました。

損益の面では、宇宙関連の一部新規開発物件において開発中の不具合対応等でコストの増加を招き、状況を悪化させる結果となっておりましたが、第4四半期においては原価低減活動や利益改善施策が功を奏し、相当部分回復できております。しかしながら、火山観測関連では一部機器開発や工事関係の費用増加、既設地震計等の不具合対応によるクレーム関係費用の増加により前期比では損益を悪化させております。また、増収ではあったものの原価率の悪化により、営業利益は前期比58.9%悪化の111百万円、経常利益は前期比55.4%悪化の114百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては172百万円となり前期に対して44百万円の減益となっております。

事業部門別状況は次のとおりです。

なお、当社は事業の内容を2つのセグメントに分けております。

当連結会計年度のセグメント別の売上高および営業利益は次のとおりです。

	売上高（百万円）			営業利益又は損失(△) (百万円)		
	前連結会計 年度	当連結会計 年度	増減	前連結会計 年度	当連結会計 年度	増減
気象防災事業	4,743	5,579	836	44	△126	△171
宇宙防衛事業	2,707	2,874	167	248	239	△8
調整額(注)	—	—	—	△21	△0	20
合計	7,450	8,454	1,003	270	111	△159

(注) 営業利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費、予算と実績の調整差額であります。

① 気象防災事業

■主要な事業内容

ラジオゾンデ、POTEKA（超高密度気象観測システム）、緊急地震速報対応Qキャスト、地上気象観測装置、各種航空管制システム、水門遠隔監視制御システム、山地災害予知施設、火山観測装置、放流警報装置、水晶水位計、計測震度計、3DLR（踏切障害物検出装置）等

気象防災部門の売上高は、前期に比べて気象管制は減少したものの、火山観測関連の防災関連機器の増加や3DLRの増加の影響により836百万円増加して5,579百万円となりました。売上高全体に占める割合は66%となっております。営業利益は、大幅な売上増加に係わらず火山観測関連の一部機器開発や工事関係の費用増加、既設地震計等の不具合対応によるクレーム関係費用の増加などで前期に比べ171百万円悪化の126百万円の損失となりました。

② 宇宙防衛事業

■主要な事業内容

宇宙環境・地球環境計測機器、ロケット・衛星に搭載する監視カメラ、宇宙ステーション搭載機器、宇宙技術の地上転用機器、飛翔体搭載用テレメータ、ロケット制御機器、宇宙環境での熱真空、振動、放射線試験等の受託等

宇宙防衛部門の売上高は、前期に比べて167百万円増加して2,874百万円となり売上高全体に占める割合は34%となりました。売上増加の要因は、宇宙分野における、MPCCD（SACLA用X線2次元検出器）小型新システム、HTV（宇宙ステーション補給機）搭載小型回収カプセル、JEM（国際宇宙ステーション日本実験棟）システム補用品などの物件増加によるものです。営業利益は、増収の影響による利益増加はありましたが、一部新規開発物件のコスト増などで製造原価の悪化を招いたものもあり、前期に比べて8百万円減少し、239百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、5億2千7百万円(前期5億2千3百万円)で前期比0.7%増加いたしました。また、対売上高比率は6.2%であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、資金調達の一環として金融機関数社と一定の借越枠を設定した当座借越契約を締結しております。また、I H I グループの連結経営強化のため、財務機能の一元化による資金の効率化を図ることを目的として、グループで導入しているキャッシュ・マネジメント・サービス(CMS)に加盟しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成24年度 (第100期)	平成25年度 (第101期)	平成26年度 (第102期)	平成27年度 (第103期)
売 上 高	6,504 ^{百万円}	7,652 ^{百万円}	7,450 ^{百万円}	8,454 ^{百万円}
経 常 利 益	93 ^{百万円}	155 ^{百万円}	256 ^{百万円}	114 ^{百万円}
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△)	50 ^{百万円}	△77 ^{百万円}	217 ^{百万円}	172 ^{百万円}
1株当たり 当期純利益又は 当期純損失(△)	円 銭 0 38	円 銭 △0 58	円 銭 1 64	円 銭 1 30
総 資 産	10,172 ^{百万円}	10,313 ^{百万円}	10,676 ^{百万円}	11,282 ^{百万円}
純 資 産	5,943 ^{百万円}	5,741 ^{百万円}	5,857 ^{百万円}	5,901 ^{百万円}
1株当たり 純 資 産	円 銭 44 76	円 銭 43 24	円 銭 44 12	円 銭 44 45

(注) 第101期に会計方針の変更を行っており、第100期の財産および損益の状況については、遡及処理後の数値を記載しております。

(9) 対処すべき課題

平成25年度をスタート年度とし当連結会計年度を最終年度とする「2013中期事業計画」では、「成長」をキーワードとして、収益拡大に向け「商品、サービスの差別化」、「I H Iグループとの連携」、「グローバル展開の加速」を柱とする施策を進めてまいりました。これらの施策の実行により、新たな商品サービスを市場投入するなど一定の成果は得られましたが、全社業績数値としては、売上高は増加傾向にあるものの目標からは大幅減収、利益につきましても大型開発工事の原価悪化などにより最終年度目標を大きく下回る結果となりました。分野別には、気象防災分野では世界対応ラジオゾンデ、POTTEKAなど差別化された新商品開発の市場投入が実現し、市場での採用も始まっております。しかしながら、いまだ営業展開の途上であり、想定した事業規模には至りませんでした。一方、宇宙防衛分野では、ロケットアビオニクスなど新分野への参入を含め、目標通りに事業が伸長いたしました。ただし、当分野においては、大型開発工事の品質、コスト、納期のリスク低減策に課題を残しました。

こうした成果と課題を踏まえ、新たに「2016中期事業計画」を策定し、本計画の実現に邁進してまいります。

2016中期事業計画

(目標値)

2018年度 売上高 100億円、営業利益率7%、ROE（株主資本利益率）7%

平成28年度をスタート年度とし、平成30年度を最終年度とする「2016中期事業計画」では、「収益基盤の確保、そして成長に向けての再挑戦」の3年間と位置付け、次の諸施策を実施してまいります。

【収益基盤の確保】

① 安定的な受注獲得

[お客様ニーズの重視]

お客様の事業運営に対して“真の有用情報”“経済的価値”を提供し、お客様ニーズを重視した営業活動を展開します。

[拠点国を軸足にしたグローバル化の加速]

各国で営業活動を推進し、世界にMEISEIブランドを浸透させ、海外受注を拡大します。

② 収益性の向上

[量産・繰返し生産型事業への注力]

リスクの高い“個別開発受注”と、安定性ある“量産・繰返し生産”のバランスをとり量産・繰返し生産型事業へ注力して収益性の向上を図ります。

[プロジェクトマネジメントの強化]

プロジェクトマネジメントを強化して、“リスク”に柔軟に対応し、QC Dを厳守し収益を確保できる体質を確立します。

【成長事業への注力】

① **高層気象（世界対応ラジオゾンデ iMS-100）**

運用メリットを訴求したトータルシステム提案で世界展開を図ります。

② **地上気象（気象情報サービス POTEKA）**

国内外の防災、民間の気象情報活用ニーズをとらえ、ソリューション事業を展開します。

③ **地震防災**

活発化する地震・火山の災害リスクに備え、地震計測のリーディング企業として人々の安全・安心に貢献するため、中央官庁・自治体などに新商品を提供し、これをベースに民間・海外市場へも事業展開します。

④ **小型衛星システム・衛星搭載機器**

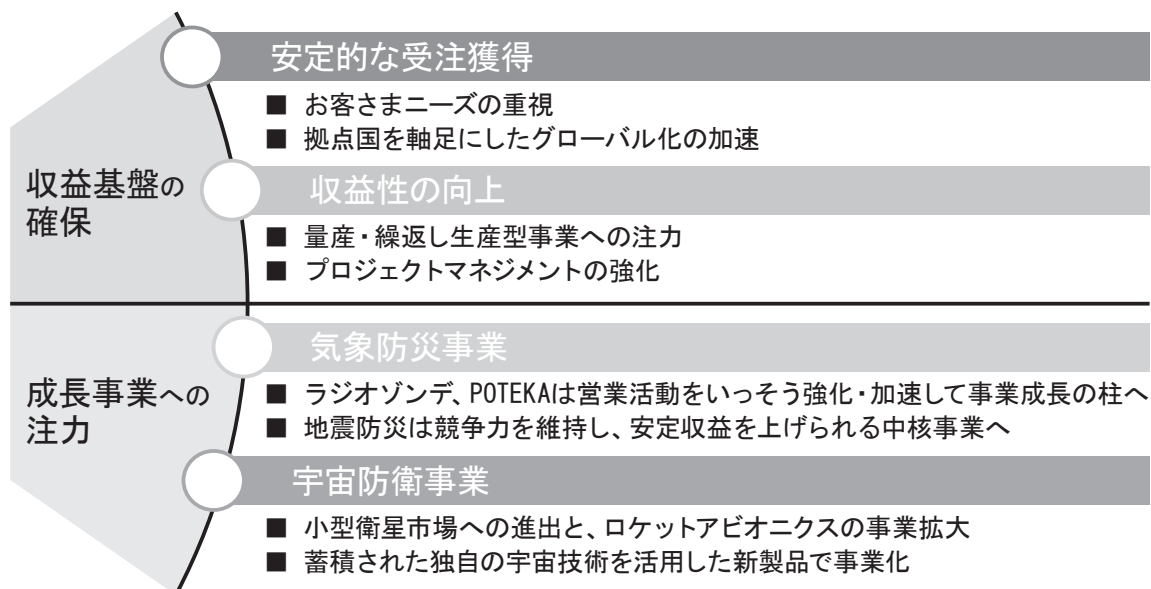
国際的競争力を有する小型衛星システムの開発を推進し、宇宙観測ミッションのインテグレータを目指します。

⑤ **宇宙技術などを活用した新製品**

宇宙分野などで蓄積された技術を活用して、オンリーワンの観測・計測機器を開発し事業化を図ります。

2016中期経営方針

収益基盤の確保、そして成長に向けての再挑戦



2016中期事業目標

売上高 100億円
営業利益率 7% を実現

	2015年度	2018年度
売上高	85億円	100億円
【セグメント別】		
気象・防災	57億円	68億円
宇宙・防衛	28億円	32億円
営業利益率	1.3%	7.0%
ROE	2.9%	7.0%
*開発投資	26億円	24億円

*中期事業計画3ヶ年の合計値。外部資金によるものを含む

(注) 本計画の業績予想ならびに将来予想は、現在における入手可能な情報に基づき当社が判断した内容であり、潜在的なリスクおよび不確実性が含まれます。したがって、さまざまな要因の変化によって、実際の業績は記載されている内容と大きく乖離する結果となる可能性があることをご承知おきください。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況（平成28年3月31日現在）

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社への議決権比率	主要な事業内容
株式会社 I H I	1,071 億円	51.21 %	産業機械、車両用過給機、物流システム、発電用ボイラ、各種プラント、航空機用エンジン、宇宙開発機器などのエンジニアリングおよび製造・販売

(注) 親会社である株式会社 I H I との取引条件を決定するにあたり、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定していることから、当社取締役会としては当該取引は当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
明星マネジメントサービス株式会社	20 百万円	100 %	サービス業務の請負、人材派遣

(11) 主要拠点等（平成28年3月31日現在）

〔本店・工場〕 群馬県伊勢崎市長沼町2223番地

〔東京事業所〕 東京都江東区豊洲三丁目1番1号

〔支店〕

北海道支店	北海道札幌市中央区
東北支店	宮城県仙台市青葉区
関東支店	東京都江東区
関西支店	大阪府大阪市中央区
中四国支店	広島県広島市中区
九州支店	福岡県福岡市中央区

〔営業所〕 中部営業所 愛知県名古屋市中村区

〔出張所〕 沖縄出張所 沖縄県中頭郡西原町

(12) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

企業集団の従業員数

従業員数		前連結会計年度末比増減
男性	311名	7名増
女性	60名	13名増
合計	371名	20名増

(注) 顧問、非常勤嘱託、出向者、パートタイマーは上記に含んでおりません。

(13) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社 東和銀行	100

2. 会社の株式に関する事項

当期末現在の株式の状況は次のとおりであります。

- (1) 発行可能株式総数 235,560,000株
- (2) 発行済株式の総数 132,796,338株（自己株式44,818株を含む。）
- (3) 当期末株主数
株主数 7,821名

(4) 大株主の状況

株主名	持株数	株式持株比率
株式会社 I H I	67,720,000 株	51.01 %
日本電気株式会社	2,634,772	1.98
荒井 忍	2,553,000	1.92
丸栄ハウジング株式会社	1,050,000	0.79
日本証券金融株式会社	800,000	0.60
KKエステート株式会社	800,000	0.60
有限会社荒井経済研究所	714,000	0.53
クレディスイス アーゲー チューリッヒ レジデント トウキョウ	710,000	0.53
川 路 耕 一	599,000	0.45
住友生命保険相互会社	535,000	0.40

(注) 株式持株比率は、自己株式（44,818株）を控除して計算しております。
株式持株比率は、小数点第3位以下を切捨てして記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

氏名	会社における地位および担当	重要な兼職の状況
石井 潔	代表取締役社長 兼最高経営執行責任者	株式会社IHIエアロスペース取締役(非常勤)
寺島 光彦	常務取締役兼執行役員 (気象防災事業本部長)	
柴田 耕志	取締役兼執行役員 (気象防災事業本部副本部長 兼気象・管制事業部長)	
羽根木 武	取締役	
橋本 英人	取締役	
山下 守	取締役	
谷田貝 勉	常勤監査役	
入澤 武久	監査役	
並木 繁和	監査役	
中村 明弘	監査役	
1. 当事業年度中の役員の異動は、次のとおりであります。 退任監査役（平成27年6月24日辞任） 石田 俊明 新任取締役（平成27年6月24日就任） 山下 守 新任監査役（平成27年6月24日就任） 並木 繁和 中村 明弘		
2. 取締役のうち、橋本英人氏および山下守氏は社外取締役であります。		
3. 取締役山下守氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。		
4. 監査役のうち、入澤武久氏、並木繁和氏および中村明弘氏は社外監査役であります。		
5. 監査役中村明弘氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。		
6. 監査役のうち入澤武久氏および中村明弘氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。		

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約をしており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	当期の支払報酬額	株主総会で定められた報酬限度額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	76百万円 (2百万円)	年額200百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	16百万円 (6百万円)	年額 36百万円
計	11名	93百万円	年額236百万円

上記には、平成27年6月24日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって退任した 1名が含まれています。

(4) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係および当期における主な活動状況

社外取締役 橋本 英人

同氏は株式会社 I H I の高度情報マネジメント統括本部管理部長であり、同社は当社発行済株式総数（自己株式を除く）の51.01%の株式を保有する親会社であります。

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会18回中16回出席しました。取締役会においては、同氏の経歴を通じて培われた経験と見識をもとに社外の立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

社外取締役 山下 守

当期における主な活動状況といたしましては、就任後に開催された取締役会13回のすべてに出席しました。取締役会においては、長年にわたり経営に携われた経歴を通じて培われた経験と見識をもとに社外の立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役 入澤 武久

同氏は栄研化学株式会社の社外取締役であります。同社と当社との間に取引関係はありません。

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会18回のすべて、監査役会15回のすべてに出席しました。取締役会においては、弁護士としての専門的見地から決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。また、監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

社外監査役 並木 繁和

同氏は株式会社 I H I の経営企画部グループ経営企画グループ主幹であり、同社は当社発行済株式総数（自己株式を除く）の51.01%の株式を保有する親会社であります。

当期における主な活動状況といたしましては、就任後に開催された取締役会13回のすべて、監査役会12回のすべてに出席しました。取締役会においては、社外監査役として、決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。また、監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

社外監査役 中村 明弘

当期における主な活動状況といたしましては、就任後に開催された取締役会13回のすべて、監査役会12回のすべてに出席しました。取締役会においては、公認会計士としての専門的見地から決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。また、監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 21百万円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、妥当性や適切性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を決定いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

当社の監査人であります新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日付で金融庁より平成28年1月1日から同年3月31日までの3ヶ月間の「契約の新規の締結に関する業務の停止」及び「業務改善命令」の処分を受けました。「業務命令」に関しては、平成28年1月29日に業務改善計画が金融庁に提出され、受理されました。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

(7) その他の事項

当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益は、上記(2)に記載する以外にありません。また、会計監査人以外の公認会計士または監査法人が当社の子会社の計算書類の監査をしている事実はありません。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

第1章 目的

①目的

本基本方針は、会社法（平成17年法律第86号）の規定により取締役会に委任された「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」に関する基本方針を定めることによって、当社グループのコーポレート・ガバナンスの実効を高め、企業価値向上に資することを目的とする。

第2章 取締役・従業員に関する内部統制システム

①取締役・従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、職務執行において法令および定款に適合することを確保するため、関連する規程を制定し、取締役・従業員はこれらを遵守する。取締役は、職務執行にあたっては業務の実態に即した実施体制を整備するとともに、職務執行が適正に行われていることを監査するための体制を整備する。

・規程の整備

「明星電気グループ基本行動指針」等、取締役・従業員が法令等、職務を執行するうえで必要となるルールや手続きを整備する。

・コンプライアンス活動体制

コンプライアンスに関する活動は、「コンプライアンス委員会」が当社グループ共通の活動方針を策定し、各部門の活動計画や全社への教育を通して従業員に展開する。

・活動状況の確認と是正のための体制

各部門の業務の実態を把握し、これを検証・評価することにより、それらの適正を確保するための内部監査制度を設け、各部門から独立した部門である内部監査部門として「内部監査室」を設置し、監査結果について適宜取締役会に報告する。また、内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン」の相談・通報の窓口を社内外に設けることで、自浄作用を発揮し、コンプライアンス違反を未然に防ぐための体制を整備する。

②情報の保存および保管に関する体制

取締役会は、職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録により保存および保管する場合の管理体制について「文書情報管理基本規程」を整備する。取

取締役および従業員は、「文書情報管理基本規程」の定めるところにより職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録による方法により保存および保管する。

③リスク管理に関する体制

取締役は、当社グループそれぞれの担当部署において、継続的に事業等のリスクを評価・識別・監視する。取締役は、当社グループの業務執行に係る種々のリスクとして、リスクの評価・識別・監視の重要性を識別し、適切なリスク管理体制の整備ならびにその運用・評価のための体制を整備する。

取締役は、当社グループのそれぞれの担当部署において、継続的に事業等のリスクを評価・識別・監視するとともに、新たに生じたリスクについては速やかに対応責任者を定める一方で、当社グループの業績、財政状態および株価に影響を及ぼす可能性のあるリスクについては、取締役会および監査役会に報告する。

④職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、定例の取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催する。また、毎月常勤の取締役ならびに執行役員等が出席する経営会議を開催し、当社の重要事項について審議する。

取締役は、每期当初に収益性に関する数値目標を含む利益計画の設定を行い、月次で目標の達成状況を確認することによって、取締役の職務の執行の効率性を確保する。

第3章 企業集団における内部統制システム

①企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、各種規程を整備し、責任あるガバナンスが確保できる体制を整えるとともに、重大な法令違反、その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、遅滞なく取締役会において報告するものとする。

②反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み一切の関係を持たない。また、同勢力からの不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、取締役および関係部署が一致協力して組織的に対応し断固としてこれを拒絶する。

第4章 監査役の適正監査確保に関する内部統制システム

①監査役の職務を補助する使用人に関する事項

監査役は、監査役の職務の執行を補助するために監査役事務局を置くことができる。監査役事務局の人事に係る事項は、取締役会の決定により定める。取締役は、監査役事務局の従業員の業務執行者からの独立性の確保に留意する。

②監査役の監査に関する事項

監査役は、監査役会において定めた監査の方針等に則り、取締役会等の重要会議に出席するとともに、取締役等から職務執行状況の聴取や重要な決裁書類等の閲覧、社内各部門や重要な子会社の業務および財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務の執行を監査する。

③監査役への報告に関する事項

取締役および従業員は、監査役または監査役会に対して、法律に定める事項、内部監査の結果、内部通報制度による通報の状況および内容、その他全社的に影響を及ぼす重要事項について、遅滞なく報告するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた当事業年度における実施状況は次のとおりです。

- ① 取締役会を18回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の営業実績等の分析・対策・評価を検討するとともに法令への適合性および業務の適正性の観点から審議しました。
- ② 監査役会を15回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令の遵守について監査いたしました。
- ③ コンプライアンス委員会を4回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じて、コンプライアンス推進体制を見直しました。また、eラーニング等により教育を実施し、コンプライアンス意識の浸透に努めました。
- ④ リスク管理委員会を2回開催し、当社グループのリスク評価を行い、その管理および低減に努めました。
- ⑤ 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長および取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ⑥ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行および子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等に関する事項

当社は、株主の皆様への安定的な利益還元を最重要課題であると認識し、その為市場環境の変化に耐え得る強靱な経営基盤の確立と財政基盤の強化を図りつつ、収益状況を勘案しながら利益配分をすることを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき1円とさせていただきますと存じます。

なお、当社は、平成23年6月28日開催の第98回定時株主総会において、取締役会決議に基づく剰余金の配当等を可能とする定款変更を行っています。

(注) 本事業報告における金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	7,123,210	流動負債	3,328,725
現金及び預金	110,009	買掛金	1,939,378
受取手形及び売掛金	5,192,563	短期借入金	640,160
製 品	59,110	リース債務	9,191
仕 掛 品	858,573	未払金	151,541
原材料及び貯蔵品	636,426	未払法人税等	26,506
繰延税金資産	190,001	未払消費税等	107,645
そ の 他	77,294	前受金	13,172
貸倒引当金	△768	製品保証引当金	145,694
		賞与引当金	197,558
		受注損失引当金	6,382
		そ の 他	91,492
固定資産	4,159,221	固定負債	2,052,569
有形固定資産	(3,815,196)	リース債務	23,619
建物及び構築物	337,182	退職給付に係る負債	1,278,440
機械装置及び運搬具	275,671	環境対策引当金	15,400
土 地	2,547,476	再評価に係る繰延税金負債	735,110
リース資産	28,379		
建設仮勘定	246,493	負債合計	5,381,294
そ の 他	379,992	(純資産の部)	
無形固定資産	(55,102)	株主資本	4,199,866
リース資産	4,964	資本金	2,996,530
そ の 他	50,138	利益剰余金	1,208,382
投資その他の資産	(288,923)	自己株式	△5,047
投資有価証券	107,729	その他の包括利益累計額	1,701,271
長期貸付金	167	土地再評価差額金	1,668,782
退職給付に係る資産	11,243	退職給付に係る調整累計額	32,489
繰延税金資産	139,267		
そ の 他	49,383	純資産合計	5,901,137
貸倒引当金	△18,870	負債・純資産合計	11,282,432
資産合計	11,282,432		

(注) 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月 1日から
平成28年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売 上 高	8,454,241
売 上 原 価	6,988,041
売 上 総 利 益	1,466,199
販売費及び一般管理費	1,354,819
営 業 利 益	111,379
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,936
受 取 賃 貸 料	14,625
為 替 差 益	4,649
そ の 他	7,716
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	3,860
株 式 管 理 費 用	10,096
支 払 手 数 料	11,065
そ の 他	1,161
経 常 利 益	114,122
特 別 損 失	
減 損 損 失	1,407
税金等調整前当期純利益	112,714
法人税、住民税及び事業税	18,813
法 人 税 等 調 整 額	△78,723
当 期 純 利 益	172,625
親会社株主に帰属する当期純利益	172,625

(注) 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月 1日から
平成28年3月31日まで)

	株 主 資 本			
	資本金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	2,996,530	1,167,560	△3,677	4,160,413
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△132,762		△132,762
親会社株主に帰属する当期純利益		172,625		172,625
自 己 株 式 の 取 得			△1,369	△1,369
土地再評価差額金の取崩		958		958
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				—
当 期 変 動 額 合 計	—	40,822	△1,369	39,452
当 期 末 残 高	2,996,530	1,208,382	△5,047	4,199,866

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,216	1,638,490	57,678	1,697,385	5,857,799
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△132,762
親会社株主に帰属する当期純利益					172,625
自 己 株 式 の 取 得					△1,369
土地再評価差額金の取崩		△958		△958	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,216	31,250	△25,189	4,844	4,844
当 期 変 動 額 合 計	△1,216	30,291	△25,189	3,885	43,338
当 期 末 残 高	—	1,668,782	32,489	1,701,271	5,901,137

(注) 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	<u>7,118,708</u>	流動負債	<u>3,361,091</u>
現金及び預金	105,865	買掛金	1,953,591
受取手形	37,887	短期借入金	640,160
売掛金	5,154,621	リース債務	9,191
製品	59,110	未払金	170,174
原材料	631,552	未払費用	84,065
仕掛品	858,573	未払法人税等	23,003
貯蔵品	4,874	未払消費税等	107,645
前払費用	44,209	前受金	13,172
繰延税金資産	190,001	預り金	15,165
未収入金	25,446	製品保証引当金	145,694
その他	7,335	受注損失引当金	6,382
貸倒引当金	△768	賞与引当金	190,644
		その他の	2,200
固定資産	<u>4,191,471</u>	固定負債	<u>2,094,975</u>
有形固定資産	<u>(3,815,196)</u>	リース債務	23,619
建物	327,037	退職給付引当金	1,320,846
構築物	10,145	環境対策引当金	15,400
機械及び装置	275,671	再評価に係る繰延税金負債	735,110
車両運搬具	0		
工具・器具及び備品	379,992		
土地	2,547,476		
リース資産	28,379		
建設仮勘定	246,493		
無形固定資産	<u>(54,955)</u>		
ソフトウェア	48,584		
リース資産	4,964		
その他	1,406		
投資その他の資産	<u>(321,319)</u>		
投資有価証券	107,729		
関係会社株式	20,000		
長期貸付金	167		
前払年金費用	9,619		
長期前払費用	75		
繰延税金資産	153,579		
その他	49,016		
貸倒引当金	△18,870		
資産合計	<u>11,310,180</u>	負債合計	<u>5,456,067</u>
		(純資産の部)	
		株主資本	<u>4,185,331</u>
		資本金	2,996,530
		利益剰余金	1,193,847
		利益準備金	200,552
		その他利益剰余金	993,295
		繰越利益剰余金	993,295
		自己株式	△5,047
		評価・換算差額等	<u>1,668,782</u>
		土地再評価差額金	1,668,782
		純資産合計	<u>5,854,113</u>
		負債・純資産合計	<u>11,310,180</u>

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月 1日から)
(平成28年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売 上 高	8,454,241
売 上 原 価	7,009,094
売 上 総 利 益	1,445,146
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,338,804
営 業 利 益	106,341
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,927
受 取 賃 貸 料	15,260
為 替 差 益	4,649
そ の 他	7,473
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	3,860
支 払 手 数 料	11,065
売 上 債 権 売 却 損	234
株 式 管 理 費 用	10,096
固 定 資 産 売 却 損	375
そ の 他	482
経 常 利 益	109,537
特 別 損 失	
減 損 損 失	1,407
税 引 前 当 期 純 利 益	108,129
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	18,144
法 人 税 等 調 整 額	△78,723
当 期 純 利 益	168,709

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月 1日から
平成28年3月31日まで)

	株 主 資 本					株主資本 合 計
	資本金	利 益 剰 余 金			自己株式	
		利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金	利益剰余金 合 計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	2,996,530	187,276	969,665	1,156,941	△3,677	4,149,794
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		13,276	△146,038	△132,762		△132,762
当 期 純 利 益			168,709	168,709		168,709
自 己 株 式 の 取 得					△1,369	△1,369
土地再評価差額金の取崩			958	958		958
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						—
当 期 変 動 額 合 計	—	13,276	23,629	36,905	△1,369	35,536
当 期 末 残 高	2,996,530	200,552	993,295	1,193,847	△5,047	4,185,331

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,216	1,638,490	1,639,707	5,789,502
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△132,762
当 期 純 利 益				168,709
自 己 株 式 の 取 得				△1,369
土地再評価差額金の取崩		△958	△958	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,216	31,250	30,033	30,033
当 期 変 動 額 合 計	△1,216	30,291	29,074	64,611
当 期 末 残 高	—	1,668,782	1,668,782	5,854,113

(注) 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

明星電気株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 秀之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田島 一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、明星電気株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明星電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

明星電気株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指有限責任社員 公認会計士 井上 秀之 ㊞
業務執行社員

指有限責任社員 公認会計士 田島 一郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明星電気株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、必要に応じて業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討をいたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討をいたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月24日

明星電気株式会社 監査役会

常勤監査役	谷	田	貝	勉	印
社外監査役	入	澤	武	久	印
社外監査役	並	木	繁	和	印
社外監査役	中	村	明	弘	印

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への安定的な利益還元を最重要課題であると認識し、市場環境の変化に耐え得る強靱な経営基盤の確立と財政基盤強化を図りつつ、収益状況を勘案しながら利益配分をすることを基本方針としております。このような基本方針に基づき、期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金1円
なお、この場合の配当総額は132,751,520円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役の員数を、合理的な水準に改めるため、現行定款第18条の取締役の員数を20名以内より10名以内に変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員（社外役員）の範囲が変更され、新たに業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、それらの取締役及び監査役につきましても期待される役割を十分に発揮できるよう、当社現行定款第26条（社外取締役との責任限定契約）及び第36条（社外監査役との責任限定契約）の一部をそれぞれ変更するものです。なお、本議案のうち当社現行定款第26条の変更に関する議案の本定時株主総会への提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第17条（条文省略）</p> <p>（員数）</p> <p>第18条 当社の取締役は<u>20</u>名以内とする。</p> <p>第19条～第25条（条文省略）</p> <p>（<u>社外</u>取締役との責任限定契約）</p> <p>第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第27条～第35条（条文省略）</p> <p>（<u>社外</u>監査役との責任限定契約）</p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第37条～第43条（条文省略）</p>	<p>第1条～第17条（現行どおり）</p> <p>（員数）</p> <p>第18条 当社の取締役は<u>10</u>名以内とする。</p> <p>第19条～第25条（現行どおり）</p> <p>（取締役との責任限定契約）</p> <p>第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第27条～第35条（現行どおり）</p> <p>（監査役との責任限定契約）</p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第37条～第43条（現行どおり）</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役（石井潔、寺島光彦、柴田耕志、羽根木武、橋本英人、山下守）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化およびコーポレート・ガバナンス強化を図るため取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※ 1	たか た なる と 高田 成人 (昭和30年 1月15日生)	昭和52年 4月 石川島播磨重工業株式会社 (現 株式会社 I H I) 入社 平成19年 4月 同 情報システム部長 平成20年 4月 同 執行役員 調達管理本部副本部長 平成22年 4月 同 執行役員 ものづくり改革推進本部長 平成24年 4月 同 常務執行役員 調達管理本部長 平成25年 4月 同 常務執行役員 調達企画本部長 平成28年 4月 当社社長補佐 (現任)	-
2	しば た こう じ 柴田 耕志 (昭和35年 2月21日生)	昭和62年 4月 当社入社 平成15年 4月 同 技術本部特機技術部長 平成17年 7月 同 環境計測事業統括部副部長 兼 環境計測技術部長 平成18年 6月 同 執行役員 環境計測事業統括部副部長 兼 環境計測技術部長 平成18年10月 同 執行役員 技術開発本部副本部長 平成19年 7月 同 執行役員 技術開発本部副本部長 兼 SEグループ長 平成19年 8月 同 執行役員 技術開発本部副本部長 兼 SEグループ長 兼 営業本部副本部長 平成20年 7月 同 執行役員 技術開発本部副本部長 兼 SEグループ長 兼 営業本部副本部長 兼 システム開発部長 平成21年 6月 同 取締役 兼技術開発本部長 平成24年 6月 同 取締役兼執行役員 技術開発本部長 平成25年 4月 同 取締役兼執行役員 技術本部長 平成26年 4月 同 取締役兼執行役員 気象防災事業本部副本部長 兼 気象・管制事業部長 (現任)	57,000株
3	は ね き たけし 羽根木 武 (昭和31年 2月28日生)	昭和54年 4月 当社入社 平成13年 7月 同 情報システム部長 平成16年 4月 同 経理部長 平成18年10月 同 財務部長 平成25年 4月 同 社長補佐 平成25年 6月 同 取締役 平成26年 4月 同 取締役兼執行役員 財務部長 平成27年 4月 同 取締役 平成28年 4月 同 取締役兼執行役員 財務部長 (現任)	43,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※4	きつだひでお 橘田英夫 (昭和33年 7月27日生)	昭和56年 4月 日産自動車株式会社入社 平成12年 7月 石川島播磨重工業株式会社(現 株式会社IHI)入社 株式会社アイ・エイチ・アイ・エアロスペース(現 株式会社IHIエアロスペース) 出向 平成16年 7月 同 防衛技術部防衛装備室長 平成19年 4月 同 防衛技術部長 平成24年 4月 同 営業部長 平成25年 6月 同 取締役 営業部長 平成26年 7月 同 取締役 平成28年 4月 当社社長補佐(現任)	-
※5	かとうただし 加藤格 (昭和43年 12月15日生)	平成 3年 4月 石川島播磨重工業株式会社(現 株式会社IHI)入社 平成21年 4月 同 契約法務部 プロジェクト審査グループ 主幹 平成23年 4月 株式会社IHI エスキューブ 通信ネットワーク 副事業部長 平成26年 4月 株式会社IHI ICT企画グループ担当部長 平成28年 4月 同 高度情報マネジメント統括本部管理部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社IHI 高度情報マネジメント統括本部管理部長	-
6	やましたまもる 山下守 (昭和23年 2月14日生)	昭和48年 4月 日本電気株式会社入社 平成12年 7月 同 第一ソリューション営業事業本部第三官庁システム事業部長 平成16年 4月 同 航空宇宙・防衛事業本部長 平成17年 4月 同 執行役員兼航空宇宙・防衛事業本部長 平成19年 6月 日本アビオニクス株式会社取締役 平成20年 4月 日本電気株式会社執行役員常務 平成21年 4月 日本アビオニクス株式会社取締役執行役員常務 平成22年 6月 同 代表取締役執行役員社長 平成27年 6月 当社 取締役(現任)	-
※7	なかがわせいじ 中川精二 (昭和24年 4月13日生)	昭和47年 4月 富士通株式会社入社 平成15年 6月 同 特機システム本部長 平成18年 6月 同 経営執行役 兼 特機システム事業本部長 兼 株式会社富士通システム統合研究所代表取締役社長 平成19年 6月 同 経営執行役 兼 特機システム事業本部長 兼 株式会社富士通システム統合研究所代表取締役社長 兼 富士通特機システム株式会社 代表取締役社長	-

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間の特別の利害関係については次のとおりであります。
(1) 加藤格氏は、株式会社IHIにおいて高度情報マネジメント統括本部管理部長を務めており、同社は当社と取引関係があります。
(2) その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 候補者の当社の親会社等における地位および担当
(1) 当社の親会社又は当社の親会社の子会社(当社を除く。)の業務執行者であるときの地位

および担当

加藤格氏は、当社の親会社である株式会社 I H I において高度情報マネジメント統括本部管理部長を務めております。

(2) 過去5年間に親会社又は当社の親会社の子会社（当社を除く。）の業務執行者であったときの地位および担当

- ① 高田成人氏の過去5年間での当社の親会社である株式会社 I H I における業務執行者としての地位および担当については、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況に記載のとおりであります。
- ② 橋田英夫氏の過去5年間での当社の親会社の子会社である株式会社 I H I エアロスペースにおける業務執行者としての地位および担当については、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況に記載のとおりであります。
- ③ 加藤格氏の過去5年間での当社の親会社である株式会社 I H I における業務執行者としての地位および担当については、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況に記載のとおりであります。

4. 取締役との責任限定契約について

当社と山下守氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。山下守氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、中川精二氏が選任された場合には、新たに同氏との間で当該契約を締結する予定であり、加藤格氏が選任された場合には、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

5. 新任取締役候補者の選任理由

- ・高田成人氏は、高い倫理観・公正性などの人格要素を備え、株式会社 I H I において、執行役員を務めるなど長年にわたり同社の経営に携われ経営に関し豊富な経験と知識を有していることから取締役候補者としてしました。
- ・橋田英夫氏は、高い倫理観・公正性などの人格要素を備え、株式会社 I H I エアロスペースにおいて、取締役を務めるなど同社の経営に携われ経営に関し豊富な経験と知識を有していることから取締役候補者としてしました。
- ・加藤格氏は、高い倫理観・公正性などの人格要素を備え、株式会社 I H I エスキューブにおいて副事業部長や株式会社 I H I において長年にわたり管理職を務めるなど企業の事業活動に関し豊富な経験と知識を有していることから取締役候補者としてしました。

6. 山下守氏および中川精二氏は社外取締役候補者であります。

7. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

- ・山下守氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は日本電気株式会社において執行役員を、日本アビオニクス株式会社で代表取締役執行役員社長を務めるなど、長年にわたり経営に携わられており、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験と見識をもとに当社の経営に対する適切な監督を行っていただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
- ・中川精二氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は富士通株式会社において経営執行役員を、富士通特機システム株式会社で代表取締役社長を務めるなど、長年にわたり経営に携わられており、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験と見識をもとに当社の経営に対する適切な監督を行っていただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。

(2) 社外取締役候補者が当社社外取締役に就任してからの年数

- ・山下守氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年間であり、ます。

(3) 独立役員に関する事項

当社は、山下守氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、中川精二氏についても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 入澤武久氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査役並木繁和氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	いり さわ たけ ひさ 入澤武久 (昭和40年 6月1日生)	平成14年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成14年10月 入澤法律事務所入所 平成20年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士 栄研化学株式会社社外取締役	-
※ 2	いそ もと そう いち 磯本聡一 (昭和40年 8月18日生)	昭和63年4月 第一生命保険相互会社 (現 第一生命保険株式会社) 入社 平成22年12月 株式会社V L フィナンシャル・パートナーズ入社 平成25年3月 学校法人神野学園 中日本航空専門学校 校長補佐 平成25年4月 学校法人神野学園 中日本航空専門学校 理事・校長 平成27年4月 株式会社I H I 入社 経営企画部 市場調査グループ 主幹 (現任)	-

- (注) 1. ※印は新任の監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間の特別の利害関係については次のとおりであります。
- (1) 磯本聡一氏は、株式会社I H Iにおいて経営企画部 市場調査グループ 主幹を務めており、同社は当社と取引関係があります。
- (2) その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 候補者の当社の親会社等における地位および担当
- (1) 当社の親会社又は当社の親会社の子会社(当社を除く。)の業務執行者であるときの地位および担当
磯本聡一氏は、当社の親会社である株式会社I H Iにおいて経営企画部 市場調査グループ主幹を務めております。
- (2) 過去5年間に親会社又は当社の親会社の子会社(当社を除く。)の業務執行者であったときの地位および担当
磯本聡一氏の過去5年間での当社の親会社である株式会社I H Iにおける業務執行者としての地位および担当については、略歴、地位および重要な兼職の状況に記載のとおりであります。
4. 監査役との責任限定契約について
当社と入澤武久氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。入澤武久氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏との間

で当該契約を継続する予定であります。また、磯本聡一氏が選任された場合には、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

5. 新任監査役候補者の選任理由

磯本聡一氏は、高い倫理観・公正性などの人格要素を備え、学校法人神野学園中日本航空専門学校において、校長を務めるなどその経歴を通じて培われた経験と見識をもとに監査役としての職務を適切に遂行できるものとして監査役候補者となりました。

6. 入澤武久氏は社外監査役候補者であります。

7. 社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての職務を適切に遂行することができる判断する理由について

入澤武久氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的な見識を当社の監査に反映していただくためであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。

(2) 社外監査役候補者が当社社外監査役に就任してからの年数

入澤武久氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年間であります。

(3) 独立役員に関する事項

当社は、入澤武久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

以 上

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成28年6月22日（水曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されているパスワードおよび議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- (1) 画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - (a). ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b). PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver. 6.0以降のAdobe® Reader®

※Microsoft® Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

- (3) ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- (4) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。
- (5) スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

1. 本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

2. その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引のある証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座をお持ちでない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

会場ご案内図

- 会 場 東京都江東区豊洲三丁目1番1号
豊洲IHIビル低層棟3階研修室
- 電 話 03-6204-7855（当日会場の問合せ先）
0270-32-1111（前日までの問合せ先）
- 最寄駅 地下鉄有楽町線 豊洲駅 1c 出口より徒歩5分
ゆりかもめ 豊洲駅 北口より徒歩7分
- バス停 都営バス 東京駅八重洲口から都営バス東15または東16に乗車 IHI前 下車すぐ

